

情報セキュリティ強化に向けた取組みの実施状況について

情報セキュリティ強化に向けた取組みの実施状況について調査を行ったので、調査結果及び今後の取組みについて報告する。

1 調査の概要

(1) 調査の目的

情報セキュリティ強化に向けた取組みの実施状況を明らかにし、今後の情報セキュリティ対策の一層の推進を図る。

(2) 調査期間

平成 29 年 4 月 26 日～5 月 12 日

(3) 調査対象

区長部局（分野・事業所）、会計室、区議会事務局、各行政委員会事務局及び小・中学校（全 150 部署）

2 調査結果

(1) 巡回の実施

○個人情報を扱う職場では、業務時間中、管理職または執行責任者が定期的に職場を巡回し、職場全体で情報資産の管理を徹底する。

①実施状況

- ・ 150 のうち 144 の部署で巡回が実施されている。
- ・ その他の対応（主な回答）

職員数が少なく職場全体が見渡せるため、日常的に目配りや声掛けをしている。
変則的な勤務形態のため、個別業務について各責任者が随時確認を行っている。

②今後の方向性

- ・巡回行為自体に抑止効果が期待できることから、職場環境にかかわらず巡回するよう指導する。
- ・職員を指定して実施する場合は、統括管理者または執行責任者が実施結果報告を受け、必要な指示を行うなどの関与をしていく。
- ・巡回については、各職場の状況を勘案の上、できるだけ多くの機会を確保するよう努める。

(2) 職員啓発、意識向上活動

○情報セキュリティインシデントを未然に防止するため、朝礼等において情報セキュリティにかかる最新の事例紹介や注意喚起などを行い、職員の啓発、意識向上に努める。

①実施状況

・すべての職場において、朝礼、ミーティング、メール、回覧、研修等を通じて実施されている。

②今後の方向性

・職員の意識向上を図るため、今後も、より効果的な実施方法等を工夫し、週1回程度の啓発に努める。

(3) 情報システム機器に表示された個人情報のメモの禁止（対象：76部署）

○情報システム機器に表示された個人情報を用紙等にメモすることは原則禁止とする。業務で使用する必要がある場合は、指定のメモ用紙を使用するなど管理を徹底する。

①メモ禁止の実施状況

・76のうち62の部署でメモを禁止している。

・その他の対応（主な回答）

区民対応のために別の担当者にメモで伝達している。

共用機で確認した内容をメモして自席に戻り転記している。

②メモ用紙（ノート含む）指定の実施状況

・メモ禁止62のうち42の部署でメモ用紙（ノート）を指定している。

・その他の対応（主な回答）

業務においてメモを取る必要がないため指定していない。

③今後の方向性

・メモ用紙を極力使用しない仕事の進め方を工夫するとともに、メモ等を使用する場合のルール等について業務や組織ごとに明らかにしていく。

(4) 業務区域等における私物の情報機器の使用禁止

○業務区域及び機密区域において、スマートフォン等私物の情報機器の使用は禁止する。
（公開区域は使用可）

①実施状況

・150のうち109の部署で遵守されているが、他の一部では遵守できていない。

・その他の対応（主な回答）

業務のための緊急連絡手段として私物の携帯電話等を使用している。

（例 災害情報メール、一斉送信メール配信確認、地域団体関係者等との連絡、地域行事等のイベント、出先での職員間連絡、他自治体職員との連絡等）

②今後の方向性

- ・各職場の業務内容等に応じた利用実態を踏まえ、使用できる範囲や形態を例示するなどルールの明確化や、業務用携帯端末の管理のあり方等について明らかにしていく。

(5) 臨時職員の任用時研修の実施（対象：95部署）

- 臨時職員の任用時研修について、平成29年3月末からは、区として共通の個人情報の保護・情報セキュリティに関する遵守事項と担当業務における個別の業務手順や遵守事項の研修を、任用初日に、必ず各職場において、一定程度の時間をかけて行い、遵守する旨の同意書への署名を求める。

①実施状況

- ・臨時職員任用実績のある95のすべての部署において、任用時研修が実施されている。

②今後の課題

- ・各部署における研修の内容や教材等について、庁内で連携して今後の更新等を行っていく必要がある。

3 今後の取組み

(1) ISMSの認証取得

本調査結果を踏まえ、情報セキュリティ対策について全庁で共有化し、一層の推進を図るとともに、ISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）の認証を取得し、情報資産を保護するための管理運用の体制を構築し、継続的な改善に取り組む。

(2) 二要素認証の拡大

現状では、マイナンバーを扱う情報システムについて二要素認証（生体認証とパスワード）を導入済みである。今後、個人情報を取り扱うシステムで未導入のものについて対象を拡大し、二要素認証を導入する。

(3) 個人情報を扱う情報システムの操作ログの確認

①住民情報システムの操作ログ解析ツールの改修

- ・平成28年度に導入した操作ログ解析ツールを改修して対応する。
- ・現行では職員別・被検索者別の検索件数などを確認できるが、さらに、被検索者の性別や住所、年齢などについても確認できるように改修を行う。

②その他の情報システムの対応

- ・システムごとに必要な改修内容や操作ログ解析ツール、経費等について調査し、具体的な実施方針を策定する。

(4) 監視カメラの設置及び運用について

住民情報系端末を設置している執務室に監視カメラを設置し運用する。

① 運用開始の時期

本庁舎 1 階～3 階（39 台） 6 月 1 日

本庁舎 5 階～9 階（15 台） 6 月 15 日予定

庁外施設（46 台） 7 月 3 日予定

② 映像の確認等

ア 監視カメラの映像は、データセンターのサーバーに保管する。映像の確認は
庁内情報システムからアクセスし、リアルタイム映像と過去映像の確認を行う。

イ 各部の部長及び統括管理者は所管の映像を確認することとし、全ての監視カ
メラの映像を確認できるのは危機管理関連の担当とする。

③ 規程の整備

監視カメラの設置及び運用に当たり、「中野区の設置する防犯カメラの運用に關する要綱」について、設置、映像の保管及び確認等所要の改正を行った。